

# 定 款

# 一般財団法人日本ガイシ留学生基金定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本ガイシ留学生基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、愛知県内の大学に在学する外国人留学生を支援することにより、日本に対して深い理解と好意を持ち、国際社会の発展に寄与する有為の人材の育成に努め、もって国際社会の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 愛知県内の大学に在学する外国人留学生に対する宿舍の提供
- (2) 愛知県内の大学に在学する外国人留学生に対する奨学金の支給
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内で行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部若しくは全部を処分しようとするとき又は除外しようとするときには、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

(財産の管理)

第6条 この法人の基本財産及びその他の財産は、代表理事が管理し、基本財産及びその他の財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、代表理事が保管する。ただし、その用途又は管理を指定して寄附された財産については、その指示に従わなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。  
(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) 公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画書の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）

2 この法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの間、前項第1号から第5号まで及び第7号の書類並びに監査報告及び事業・組織体系図の書類を毎事業年度の終了後3ヶ月以内に愛知県知事に提出しなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの書類（以下「計算書類等」という。）のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。また、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則等)

第10条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員3名以上9名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員会議長は、評議員会において選任する。

3 評議員は、この法人の理事、監事又は職員を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 この法人の評議員の報酬は、これを無償とする。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 各事業年度の計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があった場合は、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第19条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の通知を発することなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当たる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長並びに会議に出席した評議員及び理事のうち2名は、議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。また、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書を監査する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、監事は、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 前項の場合において、必要があると認めるときは、監事は、代表理事に対し理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、これに法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 8 監事は、前各項のほか監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(役員報酬)

第31条 この法人の理事及び監事の報酬は、これを無償とする。

(取引制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部理事及び外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議により締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (5) 規則及び規程等の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第33条第1項に定める責任の免除及び同条第2項に定める責任限定契約の締結

(開催)

第36条 定例理事会は、毎事業年度毎に4ヶ月以上の間隔で2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せされない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第28条第5項の規定により、監事から代表理事に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は監事が理事会を招集するとき。

#### (招 集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号により代表理事以外の理事又は監事から理事会の招集の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、前項の通知を発することなく理事会を開催することができる。

5 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (議 長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

#### (決 議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

#### (報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告には適用しない。

#### (議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 委員会

#### (委員会)

第43条 代表理事は、この法人の事業の円滑な推進を図るために必要があると認めるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。



- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第12条の規定の変更についても適用する。

(合併)

第45条 この法人は、評議員会の決議によって、他の一般法人法上の法人との合併又は当該法人への事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第47条 この法人の解散に伴う残余財産の帰属は、評議員会の決議により定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を受けて任免する。
- 4 事務局に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第49条 この法人の事務所に、法令の定めるところにより次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 評議員、理事及び監事の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 計算書類等
- (7) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令によるほか、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

伊夫伎 光 雄

4 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

山 田 忠 明

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

佐 藤 幹 夫

高 橋 実

戸 莉 創

濱 口 道 成

ハンス ユーゲン・マルクス

柴 田 昌 治

加 藤 太 郎